

本資料のうち、枠囲みの範囲は機
密に係る事項ですので公開する
ことはできません。

伊方発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS(78)-04 (r1)

伊方発電所 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理表

令和 4 年 8 月
四国電力株式会社

目 次

1. 伊方発電所 原子炉施設保安規定(第1編) 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理 (3号炉)
2. 伊方発電所 原子炉施設保安規定(第1編) 変更に対する設置許可との整合性確認資料 (3号炉)
3. 伊方発電所 原子炉施設保安規定(第2編) 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理 (1号炉および2号炉)
4. 伊方発電所 原子炉施設保安規定(第2編) 変更に対する設置許可との整合性確認資料 (1号炉および2号炉)

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編廃止措置段階の発電用原子炉施設編（3号炉）
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○：有 -：無)	保安規定変更有無 (○：有 -：無)	説明
第1章 総 則				
第1条	目 的	-	-	設置許可に記載はない。
第2条	基本方針	○ (本文十一号)	-	保安規定に係る基本方針であり、基本方針の内容である「保安活動は、…適切な品質保証活動に基づき実施する。」は、設置許可本文十一号に記載されるため、保安規定記載は整合している。
第2条の2	関係法令および保安規定の遵守	○ (本文十一号)	-	社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて、設置許可本文十一号（5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ）に規定しており、保安規定記載は、これに整合している。
第2章 品質マネジメントシステム				
第3条	品質マネジメントシステム計画	○ (本文十一号)	-	設置許可本文十一号に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第3章 保安管理体制				
第1節 組織および職務				
第4条	保安に関する組織	○ (本文十一号) (添付書類五, 八)	-	設置許可添付書類五, 添付書類八（11.2 保安管理体制）に記載があるが、保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。 また、本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第5条	保安に関する職務	○ (本文十一号) (添付書類五, 八)	-	設置許可添付書類五, 添付書類八（11.2 保安管理体制）に記載があるが、保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。 また、本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション, 8.2.4 機器等の検査等）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第2節 原子力発電安全委員会および伊方発電所安全運営委員会				
第6条	原子力発電安全委員会	○ (添付書類五, 八)	-	設置許可添付書類五, 添付書類八（11.2 保安管理体制）に原子力発電安全委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第7条	伊方発電所安全運営委員会	○ (添付書類五, 八)	-	設置許可添付書類五, 添付書類八（11.2 保安管理体制）に伊方発電所安全運営委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第3節 主任技術者				
第8条	原子炉主任技術者の選任	○ (本文十号) (添付書類五, 八, 十)	-	設置許可本文十号, 添付書類五, 添付書類八（11.2 保安管理体制）, 添付書類十（5.1 重大事故等対策）に原子炉主任技術者の選任について記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第8条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任	○ (添付書類五, 八)	-	設置許可添付書類五, 添付書類八（11.2 保安管理体制）に電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第9条	原子炉主任技術者の職務等	○ (本文十号) (添付書類五, 十)	-	設置許可本文十号, 添付書類五, 添付書類十（5.1 重大事故等対策）に原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行う旨の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第9条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	○ (添付書類五)	-	設置許可添付書類五に電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第10条	(削除)			

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編廃止措置段階の発電用原子炉施設編（3号炉）
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第4章 運転管理				
第1節 通 則				
第11条	構成および定義	-	-	設置許可に記載はない。
第11条の2	原子炉の運転期間	-	-	設置許可に記載はない。
第12条	運転員等の確保	○ (本文十号) (添付書類八、十)	-	設置許可本文十号、添付書類八（11.2 保安管理体制）、添付書類十（5.1 重大事故等対策）他に運転員等の体制に関する記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第12条の2	運転管理業務	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八（11.3 運転管理）に運転管理業務について記載されている。保安規定に定める運転上の留意事項、運転上の制限及び異常時の措置を遵守し、発電用原子炉施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を的確に把握した上で行うことその他、運転員の教育訓練、異常時の運転手順書等についての記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第13条	巡視点検	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八（11.3 運転管理）に機器の状態把握を行う旨記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第14条	運転管理に関する内規の作成	○ (本文十号) (添付書類八、十)	-	設置許可本文十号、添付書類八（1.1.1.10 誤操作防止及び容易な操作、11.3 運転管理）、添付書類十他に異常時の運転手順書等の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第15条	引 継	-	-	設置許可に記載はない。
第16条	原子炉起動前の確認事項	-	-	設置許可に記載はない。
第17条	火災発生時の体制の整備	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八（1.6 火災防護に関する基本方針、11.8 非常時の措置）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第17条の2	内部溢水発生時の体制の整備	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八（1.7 溢水防護に関する基本方針、11.8 非常時の措置）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第17条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八（1.9 火山事象に関する基本方針、11.8 非常時の措置）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第17条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八（1.8 竜巻防護に関する基本方針、11.8 非常時の措置）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第17条の3の2	有毒ガス発生時の体制の整備	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八（6.10 制御室）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第17条の4	資機材等の整備	○ (本文十号) (添付書類十)	-	設置許可本文十号、添付書類十（5.1 重大事故等対策）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第17条の5	重大事故等発生時の体制の整備	○ (本文十号) (添付書類十)	-	設置許可本文十号、添付書類十（5.1 重大事故等対策）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編廃止措置段階の発電用原子炉施設編（3号炉）
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第17条の6	大規模損壊発生時の体制の整備	○ (本文十号) (添付書類十)	-	設置許可本文十号、添付書類十(5.2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第2節 運転上の留意事項				
第18条	水質管理	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(5.1 1次冷却設備、5.8 化学体積制御設備)に蒸気発生器2次側の水質管理、1次冷却材の水質管理に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第18条の2	原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(5.1 1次冷却設備)に原子炉冷却材圧力バウンダリとなる隔離弁の施錠管理に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第3節 運転上の制限				
第19条	停止余裕	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(3.3 核設計)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第20条	臨界ボロン濃度	○ (本文十号) (添付書類八、十)	-	設置許可本文十号、添付書類八(3.3 核設計)、添付書類十(7.4 運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第21条	減速材温度係数	○ (本文五号、十号) (添付書類八、十)	-	設置許可本文五号、十号、添付書類八(3.3 核設計)、添付書類十(1.2 主要な解析条件)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第22条	制御棒動作機能	○ (本文五号、十号) (添付書類八、十)	-	設置許可本文五号、十号、添付書類八(6.1 原子炉制御設備)、添付書類十(1.2 主要な解析条件)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第23条	制御棒の挿入限界	○ (本文五号、十号) (添付書類八、十)	-	設置許可本文五号、十号、添付書類八(6.1 原子炉制御設備)、添付書類十(1.2 主要な解析条件)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第24条	制御棒位置指示	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(6.2 原子炉計装)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第25条	炉物理検査 -モード1-	-	-	設置許可に記載はない。
第26条	炉物理検査 -モード2-	-	-	設置許可に記載はない。
第27条	化学体積制御系(ほう酸濃縮機能)	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(5.8 化学体積制御設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第28条	原子炉熱出力	○ (本文三号、十号) (添付書類二、十)	-	設置許可本文三号、十号、添付書類二(3 熱出力及び熱平衡)、添付書類十(6.5 有効性評価における解析の条件設定の方針)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第29条	熱流束熱水路係数($F_Q(Z)$)	○ (本文十号) (添付書類八、十)	-	設置許可本文十号、添付書類八(3.3 核設計)、添付書類十(3. 設計基準事故の解析)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第30条	核的エンタルピ上昇熱水路係数($F_{\Delta H}^N$)	○ (本文十号) (添付書類八、十)	-	設置許可本文十号、添付書類八(3.3 核設計)、添付書類十(2. 運転時の異常な過渡変化の解析)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編廃止措置段階の発電用原子炉施設編（3号炉）
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第31条	軸方向中性子束出力偏差	○ (本文十号) (添付書類八、十)	-	設置許可本文十号、添付書類八(3.3核設計)、添付書類十(3.設計基準事故の解析)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第32条	1/4炉心出力偏差	○ (本文十号) (添付書類八、十)	-	設置許可本文十号、添付書類八(6.2原子炉計装)、添付書類十(2.運転時の異常な過渡変化の解析)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第33条	計測および制御設備	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(6.計測制御系統施設)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第34条	DNB比	○ (本文五号、十号) (添付書類八、十)	-	設置許可本文五号、十号、添付書類八(3.4熱水力設計)、添付書類十(1.安全評価に関する基本方針)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第35条	1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(5.11次冷却設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第36条	1次冷却系 -モード3-	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(5.11次冷却設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第37条	1次冷却系 -モード4-	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(5.2余熱除去設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第38条	1次冷却系 -モード5(1次冷却系満水)-	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(5.2余熱除去設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第39条	1次冷却系 -モード5(1次冷却系非満水)-	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(5.2余熱除去設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第40条	1次冷却系 -モード6(キャビティ高水位)-	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(5.2余熱除去設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第41条	1次冷却系 -モード6(キャビティ低水位)-	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(5.2余熱除去設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第42条	加圧器	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(5.11次冷却設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第43条	加圧器安全弁	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(5.11次冷却設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編廃止措置段階の発電用原子炉施設編（3号炉）
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第44条	加圧器逃がし弁	○ (本文五号) (添付書類八)	—	設置許可本文五号、添付書類八(5.1 1次冷却設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第45条	低温過加圧防護	○ (本文五号) (添付書類八)	—	設置許可本文五号、添付書類八(5.1 1次冷却設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第46条	1次冷却材漏えい率	○ (添付書類十)	—	設置許可添付書類十(3.2 原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第47条	蒸気発生器細管漏えい監視	○ (添付書類八、十)	—	設置許可添付書類八(5.1 1次冷却設備)、添付書類十(3.4 環境への放射性物質の異常な放出)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第48条	余熱除去系への漏えい監視	○ (添付書類八)	—	設置許可添付書類八(5.2 余熱除去設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第49条	1次冷却材中のよう素131濃度	○ (本文十号) (添付書類十)	—	設置許可本文十号、添付書類十(4. 重大事故及び仮想事故の解析)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第50条	蓄圧タンク	○ (本文五号) (添付書類八)	—	設置許可本文五号、添付書類八(5.3 非常用炉心冷却設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第51条	非常用炉心冷却系 -モード1, 2および3-	○ (本文五号) (添付書類八)	—	設置許可本文五号、添付書類八(5.3 非常用炉心冷却設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第52条	非常用炉心冷却系 -モード4-	○ (本文五号) (添付書類八)	—	設置許可本文五号、添付書類八(5.3 非常用炉心冷却設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第53条	燃料取替用水タンク	○ (本文五号) (添付書類八)	—	設置許可本文五号、添付書類八(5.3 非常用炉心冷却設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第54条	(削除)			
第55条	原子炉格納容器	○ (本文五号) (添付書類八)	—	設置許可本文五号、添付書類八(9.1 原子炉格納施設)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第56条	原子炉格納容器真空逃がし系	○ (添付書類八)	—	設置許可添付書類八(9.1 原子炉格納施設)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第57条	原子炉格納容器スプレイ系	○ (本文五号) (添付書類八)	—	設置許可本文五号、添付書類八(9.2 原子炉格納容器スプレイ設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第58条	アニュラス空気浄化系	○ (本文五号) (添付書類八)	—	設置許可本文五号、添付書類八(9.3 アニュラス空気再循環設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編廃止措置段階の発電用原子炉施設編（3号炉）
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第59条	アニュラス	○ (本文五号) (添付書類八)	—	設置許可本文五号、添付書類八(9.1 原子炉格納施設)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第60条	主蒸気安全弁	○ (本文五号) (添付書類八)	—	設置許可本文五号、添付書類八(5.11 蒸気タービン及び附属施設)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第61条	主蒸気隔離弁	○ (本文五号) (添付書類八)	—	設置許可本文五号、添付書類八(5.11 蒸気タービン及び附属設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第62条	主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	○ (本文十号) (添付書類十)	—	設置許可本文十号、添付書類十(3.2 原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第63条	主蒸気逃がし弁	○ (本文五号) (添付書類八)	—	設置許可本文五号、添付書類八(5.11 蒸気タービン及び附属施設)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第64条	補助給水系	○ (本文五号) (添付書類八)	—	設置許可本文五号、添付書類八(5.11 蒸気タービン及び附属設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第65条	補助給水タンク	○ (本文五号) (添付書類八)	—	設置許可本文五号、添付書類八(5.12 給水処理設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第66条	原子炉補機冷却水系	○ (本文五号) (添付書類八)	—	設置許可本文五号、添付書類八(5.9 原子炉補機冷却設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第67条	原子炉補機冷却海水系	○ (本文五号) (添付書類八)	—	設置許可本文五号、添付書類八(5.9 原子炉補機冷却設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第68条	制御用空気系	○ (添付書類八)	—	設置許可本文五号、設置許可添付書類八(6.9 空気圧縮設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第69条	中央制御室非常用循環系	○ (本文五号) (添付書類八)	—	設置許可本文五号、添付書類八(8.2 換気空調設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第70条	安全補機室空気浄化系	○ (本文五号) (添付書類八)	—	設置許可本文五号、添付書類八(9.4 安全補機室空気浄化設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第71条	燃料取扱建屋空気浄化系	○ (添付書類八)	—	設置許可添付書類八(9.3 アニュラス空気再循環設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第72条	外部電源	○ (本文五号) (添付書類八)	—	設置許可本文五号、添付書類八(10.3 常用電源設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第73条	ディーゼル発電機 -モード1, 2, 3および4-	○ (本文五号) (添付書類八)	—	設置許可本文五号、添付書類八(10.1 非常用電源設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第74条	ディーゼル発電機 -モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間-	○ (本文五号) (添付書類八)	—	設置許可本文五号、添付書類八(10.1 非常用電源設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第75条	ディーゼル発電機の燃料油, 潤滑油および始動用空気	○ (本文五号) (添付書類八)	—	設置許可本文五号、添付書類八(10.1 非常用電源設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編廃止措置段階の発電用原子炉施設編（3号炉）
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○：有 -：無)	保安規定変更有無 (○：有 -：無)	説明
第76条	非常用直流電源 -モード1, 2, 3および4-	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(10.1 非常用電源設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第77条	非常用直流電源 -モード5, 6および照射済燃料移動中-	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(10.1 非常用電源設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第78条	所内非常用母線 -モード1, 2, 3および4-	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(10.1 非常用電源設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第79条	所内非常用母線 -モード5, 6および照射済燃料移動中-	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(10.1 非常用電源設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第80条	1次冷却材中のほう素濃度 -モード6-	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(3. 原子炉及び炉心)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第81条	原子炉キャビティ水位	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(4.1 燃料取扱及び貯蔵設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第82条	原子炉格納容器貫通部 -モード5および6-	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(9. 原子炉格納施設)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第83条	使用済燃料ピットの水位および水温	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(4.1 燃料取扱及び貯蔵設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第84条	重大事故等対処設備	○ (本文五号、十号) (添付書類八、十)	-	設置許可本文五号、十号、添付書類八、添付書類十に重大事故等対処設備に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第84条の2	特定重大事故等対処施設を構成する設備	○ (本文五号、十号) (添付書類八、十)	-	設置許可本文五号、十号、添付書類八、添付書類十に特定重大事故等対処施設を構成する設備に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第85条	1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	-	-	設置許可に記載はない。
第85条の2	安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	-	-	設置許可に記載はない。
第86条	運転上の制限の確認	-	-	設置許可に記載はない。
第87条	運転上の制限を満足しない場合	-	-	設置許可に記載はない。
第88条	予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合	-	-	設置許可に記載はない。
第89条	運転上の制限に関する記録	-	-	設置許可に記載はない。
第4節 異常時の措置				
第90条	異常時の基本的な対応	-	-	設置許可に記載はない。
第91条	異常時の措置	-	-	設置許可に記載はない。
第92条	異常収束後の措置	-	-	設置許可に記載はない。
第5章 燃料管理				

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編廃止措置段階の発電用原子炉施設編（3号炉）
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第93条	新燃料の運搬	○ (本文九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文九号、添付書類八(4.1燃料取扱及び貯蔵設備、11.4燃料管理)、添付書類九(2.2管理区域等の管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第94条	新燃料の貯蔵	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(4.1燃料取扱及び貯蔵設備、11.4燃料管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第95条	燃料の検査	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(4.1燃料取扱及び貯蔵設備、11.4燃料管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第96条	燃料の取替等	○ (本文五号、十号) (添付書類八、十)	-	設置許可本文五号、十号、添付書類八(3.3核設計、4.1燃料取扱及び貯蔵設備)、添付書類十(2.2炉心内の反応度又は出力分布の異常な変化)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第97条	使用済燃料の貯蔵	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(4.1燃料取扱及び貯蔵設備、11.4燃料管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第97条の2	使用済燃料ピットの管理	○ (添付書類八)	-	添付書類八(4.1燃料取扱及び貯蔵設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第98条	使用済燃料の運搬	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文五号、九号、添付書類八(4.1燃料取扱及び貯蔵設備、11.4燃料管理)、添付書類九(2.2管理区域等の管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第6章 放射性廃棄物管理				
第98条の2	放射性廃棄物管理に係る基本方針	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文五号、九号、添付書類八(11.5放射性廃棄物管理)、添付書類九(1.放射線防護に関する基本方針)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第99条	放射性固体廃棄物の管理	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文五号、九号、添付書類八(11.5放射性廃棄物管理)、添付書類九(4.4固体廃棄物処理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第99条の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	-	-	設置許可に記載はない。
第99条の3	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	-	-	設置許可に記載はない。
第99条の4	輸入廃棄物の確認	○ (本文八号)	-	設置許可本文八号に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第100条	放射性液体廃棄物の管理	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	○	設置許可本文五号、九号、添付書類八(7.3液体廃棄物処理設備、11.5放射性廃棄物管理)、添付書類九(4.3液体廃棄物処理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第101条	放射性気体廃棄物の管理	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文五号、九号、添付書類八(7.2気体廃棄物処理設備、11.5放射性廃棄物管理)、添付書類九(4.2気体廃棄物処理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第102条	放出管理用計測器の管理	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文五号、九号、添付書類八(11.5放射性廃棄物管理)、添付書類九(2.7放射性廃棄物の放出管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第103条	頻度の定義	-	-	設置許可に記載はない。
第7章 放射線管理				
第103条の2	放射線管理に係る基本方針	○ (本文九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文九号、添付書類八(11.6放射線管理)、添付書類九(1.放射線防護に関する基本方針)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編廃止措置段階の発電用原子炉施設編（3号炉）
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第1節 区域管理				
第104条	管理区域の設定・解除	○ (本文九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文九号、添付書類八（11.6放射線管理）、添付書類九（2.1管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第105条	管理区域内における区域区分	○ (本文九号) (添付書類九)	-	設置許可本文九号、添付書類九（2.3.3管理区域内の区分）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第106条	管理区域内における特別措置	○ (本文九号) (添付書類九)	-	設置許可本文九号、添付書類九（2.3.3管理区域内の区分）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第107条	管理区域への出入管理	○ (本文九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文九号、添付書類八（11.6放射線管理）、添付書類九（2.3.1人の出入管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第108条	管理区域出入者の遵守事項	○ (本文九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文九号、添付書類八（11.6放射線管理）、添付書類九（2.3.1人の出入管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第109条	保全区域	○ (添付書類八、九)	-	設置許可添付書類八（11.6放射線管理）、添付書類九（2.5保全区域内の管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第110条	周辺監視区域	○ (本文九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文九号、添付書類八（11.6放射線管理）、添付書類九（2.6周辺監視区域内の管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第2節 被ばく管理				
第111条	放射線業務従事者の線量管理等	○ (本文九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文九号、添付書類八（11.6放射線管理）、添付書類九（1.放射線防護に関する基本方針）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第112条	床・壁等の除染	○ (本文九号) (添付書類九)	-	設置許可本文九号、添付書類九（2.3.4作業管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定				
第113条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	○ (本文九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文九号、添付書類八（11.6放射線管理）、添付書類九（2.2管理区域内の管理、3.1空間放射線量等の監視、3.2環境試料の放射能監視）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第113条の2	平常時の環境放射線モニタリング	○ (本文九号) (添付書類九)	-	設置許可本文九号、添付書類八（11.6放射線管理）、添付書類九（3.1空間放射線量等の監視、3.2環境試料の放射能監視）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第114条	放射線計測器類の管理	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文五号、九号、添付書類八（8.1放射線管理施設）、添付書類九（2.2管理区域内の管理、2.4個人管理、3.1空間放射線量等の監視）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第4節 物品移動の管理				
第115条	管理区域外等への搬出および運搬	○ (本文九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文九号、添付書類八（11.6放射線管理）、添付書類九（2.2管理区域内の管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第116条	発電所外への運搬	-	-	設置許可に記載はない。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編廃止措置段階の発電用原子炉施設編（3号炉）
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第5節 協力会社の放射線防護				
第117条	協力会社の放射線防護	○ (添付書類九)	-	設置許可添付書類九（1.放射線防護に関する基本方針）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第6節 その他				
第118条	頻度の定義	-	-	設置許可に記載はない。
第8章 施設管理				
第119条	施設管理計画	○ (本文五号) (本文十一号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八（11.運転保守）に、保守管理について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。 設置許可本文十一号にQMSに係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第119条の2	使用前事業者検査の実施	○ (本文十一号)	-	設置許可本文十一号にQMSに係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第119条の3	定期事業者検査の実施	○ (本文十一号)	-	設置許可本文十一号にQMSに係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第119条の4	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針	○ (添付書類八)	-	添付書類八（11.運転保守）に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第9章 非常時の措置				
第120条	原子力防災組織	○ (添付書類五, 八)	-	設置許可添付書類五, 添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第121条	原子力防災要員	○ (添付書類五, 八)	-	設置許可添付書類五, 添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第121条の2	緊急作業従事者の選定	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第122条	原子力防災資機材等の整備	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第123条	通報経路	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第124条	原子力防災訓練	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第125条	通 報	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第126条	非常体制の発令	○ (本文十号) (添付書類八, 十)	-	設置許可本文十号, 添付書類五, 添付書類八（11.8 非常時の措置）, 添付書類十（5.1 重大事故等対策）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第127条	応急措置	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第128条	緊急時における活動	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第128条の2	緊急作業従事者の線量管理等	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第129条	非常体制の解除	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八（11.8 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編廃止措置段階の発電用原子炉施設編（3号炉）
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第10章 保安教育				
第130条	所員への保安教育	○ (添付書類五, 八)	○	設置許可添付書類五, 添付書類八(11.9 保安教育)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第131条	協力会社従業員への保安教育	○ (添付書類五)	-	設置許可添付書類五に一部, 協力会社を含む教育・訓練の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第11章 記録および報告				
第132条	記 録	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(11.10 記録及び報告)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第133条	報 告	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(11.10 記録及び報告)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
添付1	異常時の運転操作基準(第91条関連)	○ (本文十号) (添付書類十)	-	設置許可本文十号, 添付書類十に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
添付2	火災, 内部溢水, 火山現象(降灰), 自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準(第17条, 第17条の2, 第17条の2の2, 第17条の3および第17条の3の2関連)	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文十号, 添付書類八に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第17条の5および第17条の6関連)	○ (本文十号) (添付書類十)	-	設置許可本文十号, 添付書類十に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
添付4	管理区域図(第104条および第105条関連)	○ (本文九号) (添付書類九)	-	設置許可本文九号, 添付書類九(2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
添付5	保全区域図(第109条関連)	○ (添付書類九)	-	設置許可添付書類九(2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
添付6	(削除)			

令和4年6月9日付け原子力発第22095号 保安規定変更認可申請書(変更後)	令和2年9月16日付け原規規発第2009168号 設置変更許可(3号炉)	備考																					
<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第100条 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと</p> <p>(2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が、表100-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること</p> <p>2 当直長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表100-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、表100-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>表100-1</p> <table border="1" data-bbox="195 688 1386 806"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>3.7×10^{10} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表100-2</p> <table border="1" data-bbox="195 877 1386 957"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>5.6×10^{13} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表100-3</p> <table border="1" data-bbox="195 1029 1386 1251"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> モニタタンク 廃液蒸留水タンク 洗浄排水モニタタンク </td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	3.7×10^{10} Bq/年	項目	放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)	トリチウム	5.6×10^{13} Bq/年	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> モニタタンク 廃液蒸留水タンク 洗浄排水モニタタンク 	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	<p>【本文五号(ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備)】</p> <p>ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(2) 液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(i) 構造</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備(液体廃棄物処理設備)は、廃棄物の性状に応じて処理するため、主要なものとしてほう酸回収系、廃液処理系及び洗浄排水処理系(3号炉原子炉補助建屋内1号, 2号及び3号炉共用)で構成する。</p> <p>a. ほう酸回収系は、冷却材貯蔵タンク, ほう酸回収装置, 脱塩塔, モニタタンク等で構成する。本系統で処理後、回収したほう酸は原則として再使用する。処理後の蒸留水は、放射性物質濃度が低いことを確認して、復水器冷却水の放水口から放出するか、又は再使用する。</p> <p>b. 廃液処理系は、廃液貯蔵タンク, 廃液蒸発装置, 脱塩塔, 廃液蒸留水タンク等で構成する。本系統で処理後の蒸留水は、放射性物質濃度が低いことを確認して、復水器冷却水の放水口から放出する。</p> <p>c. 洗浄排水処理系は、洗浄排水タンク(3号炉原子炉補助建屋内1号, 2号及び3号炉共用), 洗浄排水処理装置(1号, 2号及び3号炉共用), 洗浄排水モニタタンク(1号, 2号及び3号炉共用)等で構成する。本系統で処理後の蒸留水等は、放射性物質濃度が低いことを確認して、復水器冷却水の放水口から放出する。これらの液体廃棄物処理設備の主要機器は独立した区域に設けるか、堰を設置する等、放射性物質の漏えいを防止する設計とする。</p> <p>(ii) 廃棄物の処理能力</p> <p>冷却材貯蔵タンク, 廃液貯蔵タンク等の容量及び蒸発装置等の処理容量は、1次冷却材中のほう素濃度調整及び原子炉の起動停止の態様を考慮して、発生廃液量が最大と予想される場合に対して、十分対処できるものとする。蒸発装置, 脱塩塔等の除染能力は、蒸留水等の所内再使用又は所外放出を可能とするのに十分なものとする。</p> <p>(iii) 排水口の位置</p> <p>排水口は北側護岸にある復水器冷却水の放水口である。</p> <p>【本文九号(ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項)】</p> <p>ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項</p> <p>(3) 液体廃棄物の発生源及び放出管理目標値</p> <p>液体廃棄物の主なものは、1次冷却材抽出水, 格納容器冷却材ドレン, 補助建屋冷却材ドレン, 補助建屋機器ドレン, 各建屋床ドレン, 薬品ドレン, 洗浄排水等である。</p> <p>1次冷却材抽出水, 格納容器冷却材ドレン及び補助建屋冷却材ドレンの廃液については、ほう酸回収系で処理し、処理後の蒸留水は、放射性物質の濃度が十分低いことを確認した後、復水器冷却水等と混合希釈して放出するか、又は再使用する。</p> <p>その他の補助建屋機器ドレン等の廃液については、廃液処理系等で処理し、処理後の蒸留水等は、放射性物質の濃度が十分低いことを確認した後、復水器冷却水等と混合希釈して放出する。</p> <p>液体廃棄物の放出管理目標値を「線量目標値に関する指針」に基づき、以下のように設定する。</p> <p>平常運転時に発生する液体廃棄物中の放射性物質量は、先行炉の運転実績等を踏まえた発生廃液量及び放射性物質濃度から求める。年間放出量については、上記の値を基礎に、液体廃棄物処理系の性能(処理容量, 除染係数等), 処理水の運用方法等を考慮して計算する。液体廃棄物による実効線量評価を行う際には、液体廃棄物処理設備運用の変動を考慮して設定した年間放出量に基づき実効線量の計算を行う。これらの結果から、液体廃棄物の放出管理目標値(1, 2, 3号炉合算)を次のように設定し、これを超えないように努める。放出管理目標値(1, 2, 3号炉合算) 1.1×10^{11} Bq/y (トリチウムを除く)</p>	<p>・本文五号(ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備)において、液体廃棄物の廃棄設備の記載があり、保安規定記載は整合している。</p> <p>・本文九号(ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項)において、放出管理目標値の記載は、添付書類九(4.3 液体廃棄物処理)に示す平常運転時における年間放出量として1号炉, 2号炉及び3号炉それぞれ 3.7×10^{10} Bq/y を合算し、放出管理目標値を 1.1×10^{11} Bq/y と設定している。</p> <p>保安規定の放出管理目標値は、設置変更許可(3号炉)に記載された上記3号炉の年間放出量 3.7×10^{10} Bq/y と廃止措置計画に記載された解体工事準備期間における放射性液体廃棄物の年間放出量(1号炉: 0 Bq/y, 2号炉: 8.5×10^8 Bq/y)の合算値として 3.7×10^{10} Bq/y を記載し、反映している。</p>
項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)																						
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	3.7×10^{10} Bq/年																						
項目	放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)																						
トリチウム	5.6×10^{13} Bq/年																						
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																			
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> モニタタンク 廃液蒸留水タンク 洗浄排水モニタタンク 																			
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																				

令和4年6月9日付け原子力発第22095号 保安規定変更認可申請書(変更後)	令和2年9月16日付け原規規発第2009168号 設置変更許可(3号炉)	備考																					
<p><再掲> (放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第100条 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと</p> <p>(2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が、表100-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること</p> <p>2 当直長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表100-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、表100-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>表100-1</p> <table border="1" data-bbox="195 762 1386 877"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>3.7×10^{10} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表100-2</p> <table border="1" data-bbox="195 947 1386 1031"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>5.6×10^{13} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表100-3</p> <table border="1" data-bbox="195 1100 1386 1320"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> モニタタンク 廃液蒸留水タンク 洗浄排水モニタタンク </td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	3.7×10^{10} Bq/年	項目	放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)	トリチウム	5.6×10^{13} Bq/年	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> モニタタンク 廃液蒸留水タンク 洗浄排水モニタタンク 	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	<p>【添付書類八(7.3液体廃棄物処理設備)】</p> <p>7.3 液体廃棄物処理設備</p> <p>7.3.2 設計方針</p> <p>液体廃棄物処理設備の設計に際しては、原子力発電所の運転に伴い周辺環境に放出する液体廃棄物による発電所周辺の一般公衆の受ける線量が、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を満足するように、次のような貯留、処理、再使用、減衰、放出管理等を行い、放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り低減できる設計とする。なお、本設備のうち、洗浄排水処理系(3号炉原子炉補助建屋内1号, 2号及び3号炉共用)は、洗たく作業の相互運用を考慮して、1号炉, 2号炉及び3号炉共用として設計する。</p> <p>(1) 液体廃棄物処理設備は、液体廃棄物の性状に応じて、それぞれ専用の処理系で処理できる設計とする。</p> <p>(2) 液体廃棄物は、原則として、フィルタ、蒸発装置、脱塩塔等で処理することにより、合理的に達成できる限り放射性物質の濃度を低減できる設計とする。</p> <p>(3) 液体廃棄物は、処理後、貯留し、再使用又は放出管理を行い、合理的に達成できる限り環境への放射性物質の放出量を低減できる設計とする。また、放出する場合は試料採取分析を行い放射性物質の濃度が十分低いことを確認した後、その濃度を監視しながら放出する設計とする。</p> <p>(4) 液体廃棄物処理設備及びこれに関連する施設(「7.4 固体廃棄物処理設備」に記載したもののうち液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備を含む)は、これらの施設から液体状の放射性物質の漏えいの防止及び敷地外への管理されない放出を防止するため、次の各項を考慮した設計とする。</p> <p>a. 液体廃棄物処理設備及びこれに関連する施設には適切な材料を使用するとともに、タンク水位の検出器、インターロック等の適切な計測制御設備を設けることにより、漏えいの発生を防止できる設計とする。</p> <p>b. タンクの水位、漏えい検知等の警報を設け、タンク等からの漏えいが生じた場合、漏えいを早期に検出し、中央制御室等に警報を発することができる設計とする。また、液体廃棄物処理設備及びこれに関連する施設を設ける建屋の床及び壁面は漏えいし難い構造とするとともに、液体廃棄物処理設備及びこれに関連する施設は独立した区画内に設けるか周辺に堰等を設け漏えいの拡大防止対策を講じることにより、放射性液体廃棄物が万一、漏えいした場合に、適切に措置できる設計とする。</p> <p>c. 建屋外に通じる出入口等には堰等を設け、建屋外への漏えいを防止するとともに、床及び壁面は建屋外へ漏えいし難い構造とする。</p> <p>d. 液体廃棄物処理設備及びこれに関連する施設を設ける建屋内部には敷地外に管理されずに排出される排水が流れる排水路に通じる開口部を設けない設計とする。また、液体廃棄物処理設備及びこれに関連する施設を設ける建屋の床面下には、敷地外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を施設しない設計とする。</p> <p>【添付書類八(11.5放射性廃棄物管理)】</p> <p>11. 運転保守</p> <p>11.5 放射性廃棄物管理</p> <p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を発電所外に放出する場合は、法令に定められた濃度限度等の制限値を遵守することはもちろん、発電所周辺の公衆の線量を合理的に達成できる限り低減するよう適切な放出管理を行う。</p> <p>放射性固体廃棄物を発電所内に貯蔵又は貯蔵保管する場合は、所定の貯蔵設備において適切に管理する。</p>	<p>・添付書類八(7.3 液体廃棄物処理設備)において、放出管理目標値の記載がされており、保安規定記載は整合している。</p> <p>・添付書類八(11.5 放射性廃棄物管理)において、放出管理の記載がされており、保安規定記載は整合している。</p>
項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)																						
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	3.7×10^{10} Bq/年																						
項目	放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)																						
トリチウム	5.6×10^{13} Bq/年																						
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																			
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> モニタタンク 廃液蒸留水タンク 洗浄排水モニタタンク 																			
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																				

令和4年6月9日付け原子力発第22095号 保安規定変更認可申請書(変更後)	令和2年9月16日付け原規規発第2009168号 設置変更許可(3号炉)	備考																																																															
<p><再掲> (放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第100条 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと</p> <p>(2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が、表100-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること</p> <p>2 当直長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表100-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、表100-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>表100-1</p> <table border="1" data-bbox="195 762 1386 877"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>3.7×10^{10} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表100-2</p> <table border="1" data-bbox="195 947 1386 1031"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>5.6×10^{13} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表100-3</p> <table border="1" data-bbox="195 1100 1386 1320"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> モニタタンク 廃液蒸留水タンク 洗浄排水モニタタンク </td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	3.7×10^{10} Bq/年	項目	放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)	トリチウム	5.6×10^{13} Bq/年	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> モニタタンク 廃液蒸留水タンク 洗浄排水モニタタンク 	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	<p>【添付書類九(4.3液体廃棄物処理)】</p> <p>4.3 液体廃棄物処理</p> <p>4.3.3 液体廃棄物の放出量</p> <p>放射性廃液の発生源のうち、1次冷却材抽出水、格納容器冷却材ドレン及び補助建屋冷却材ドレンの処理後の蒸留水は、評価上100%液体廃棄物として放出するものとする。液体廃棄物の年間推定放出量を第4.3.1表に示す。</p> <p>上記放出量に含まれる放射エネルギー(トリチウムを除く)は、約3.9×10^9 Bq/yとなる。放出放射エネルギーの算定に当たっては、燃料被覆管欠陥率を1%と想定し、1次冷却材中の放射性物質の濃度(希ガス及びトリチウムを除く)は、約5.7×10^5 Bq/gとした。</p> <p>発生源別液体廃棄物の年間推定放出量とその放射性物質の濃度の概略を第4.3.1図に示す。液体廃棄物による実効線量評価を行う際には、液体廃棄物処理設備運用の変動を考慮して、液体廃棄物の放出量はトリチウムを除き、1号炉、2号炉及び3号炉それぞれ3.7×10^{10} Bq/y、トリチウムについては、1号炉及び2号炉それぞれ3.7×10^{13} Bq/y、3号炉5.55×10^{13} Bq/yとする。</p> <p>また、トリチウムを除いた液体廃棄物の核種構成を第4.3.2表に示す。これらの希釈水となる復水器冷却水等の量は、1、2号炉放水口において各炉あたり9.46×10^8 m³/y、3号炉放水口において1.63×10^9 m³/yである。</p> <p>第4.3.1表 放射性廃液の年間推定発生量及び液体廃棄物の年間推定放出量</p> <table border="1" data-bbox="1433 905 2531 1472"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>放射性廃液の年間推定発生量(m³)</th> <th>液体廃棄物の年間推定放出量(m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 1次冷却材抽出水</td> <td rowspan="2">約3,400</td> <td rowspan="2">約3,400</td> </tr> <tr> <td>(2) 格納容器冷却材ドレン及び補助建屋冷却材ドレン</td> </tr> <tr> <td>(3) 補助建屋機器ドレン</td> <td rowspan="3">約1,300</td> <td rowspan="3">約1,300</td> </tr> <tr> <td>(4) 格納容器床ドレン及び補助建屋等床ドレン</td> </tr> <tr> <td>(5) 薬品ドレン(強酸ドレンを除く)</td> </tr> <tr> <td>(6) 洗浄排水</td> <td>約5,400</td> <td>約5,400</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約10,100</td> <td>約10,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4.3.2表 液体廃棄物の核種構成</p> <table border="1" data-bbox="1635 1541 2323 1944"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>核種構成(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Cr-51</td><td>2</td></tr> <tr><td>Mn-54</td><td>3</td></tr> <tr><td>Fe-59</td><td>2</td></tr> <tr><td>Co-58</td><td>10</td></tr> <tr><td>Co-60</td><td>15</td></tr> <tr><td>Sr-89</td><td>2</td></tr> <tr><td>Sr-90</td><td>1</td></tr> <tr><td>I-131</td><td>15</td></tr> <tr><td>Cs-134</td><td>20</td></tr> <tr><td>Cs-137</td><td>30</td></tr> <tr><td>計</td><td>100</td></tr> </tbody> </table>	種別	放射性廃液の年間推定発生量(m ³)	液体廃棄物の年間推定放出量(m ³)	(1) 1次冷却材抽出水	約3,400	約3,400	(2) 格納容器冷却材ドレン及び補助建屋冷却材ドレン	(3) 補助建屋機器ドレン	約1,300	約1,300	(4) 格納容器床ドレン及び補助建屋等床ドレン	(5) 薬品ドレン(強酸ドレンを除く)	(6) 洗浄排水	約5,400	約5,400	合計	約10,100	約10,100	核種	核種構成(%)	Cr-51	2	Mn-54	3	Fe-59	2	Co-58	10	Co-60	15	Sr-89	2	Sr-90	1	I-131	15	Cs-134	20	Cs-137	30	計	100	<p>・添付書類九(4.3液体廃棄物処理)において、平常運転時における年間放出量は1号炉、2号炉及び3号炉それぞれ3.7×10^{10} Bq/yとしている。保安規定の放出管理目標値は、設置変更許可(3号炉)に記載された上記3号炉の年間放出量3.7×10^{10} Bq/yと廃止措置計画に記載された解体工事準備期間における放射性液体廃棄物の年間放出量(1号炉:0 Bq/y、2号炉:8.5×10^8 Bq/y)の合算値として3.7×10^{10} Bq/yを記載し、反映している。</p> <p>また、トリチウムについても同様に、添付書類九(4.3液体廃棄物処理)の平常時の被ばく評価に用いた年間放出量は、1号炉及び2号炉それぞれ3.7×10^{13} Bq/y、3号炉5.55×10^{13} Bq/yとしている。保安規定の放出管理の基準値は、設置変更許可(3号炉)に記載された上記3号炉の年間放出量5.55×10^{13} Bq/yと廃止措置計画に記載された解体工事準備期間における放射性液体廃棄物の年間放出量(1号炉:0 Bq/y、2号炉:8.5×10^{11} Bq/y)の合算値として5.6×10^{13} Bq/yを記載し、反映している。</p>
項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)																																																																
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	3.7×10^{10} Bq/年																																																																
項目	放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)																																																																
トリチウム	5.6×10^{13} Bq/年																																																																
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																																													
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> モニタタンク 廃液蒸留水タンク 洗浄排水モニタタンク 																																																													
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																																																														
種別	放射性廃液の年間推定発生量(m ³)	液体廃棄物の年間推定放出量(m ³)																																																															
(1) 1次冷却材抽出水	約3,400	約3,400																																																															
(2) 格納容器冷却材ドレン及び補助建屋冷却材ドレン																																																																	
(3) 補助建屋機器ドレン	約1,300	約1,300																																																															
(4) 格納容器床ドレン及び補助建屋等床ドレン																																																																	
(5) 薬品ドレン(強酸ドレンを除く)																																																																	
(6) 洗浄排水	約5,400	約5,400																																																															
合計	約10,100	約10,100																																																															
核種	核種構成(%)																																																																
Cr-51	2																																																																
Mn-54	3																																																																
Fe-59	2																																																																
Co-58	10																																																																
Co-60	15																																																																
Sr-89	2																																																																
Sr-90	1																																																																
I-131	15																																																																
Cs-134	20																																																																
Cs-137	30																																																																
計	100																																																																

令和4年6月9日付け原子力発第22095号 保安規定変更認可申請書(変更後) 令和2年9月16日付け原規規発第2009168号 設置変更許可(3号炉) 備考

(所員への保安教育)
 第130条 人材育成課長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表130-1、表130-2および表130-3の実施方針にもとづいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。
 2 人材育成課長は、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第7条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。
 3 各課長は、保安教育の具体的な内容を定め、これにもとづき、第1項の保安教育実施計画による保安教育を実施するとともに、年度毎に実施結果を所長に報告する。
 ただし、各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。
 4 人材育成課長は、第3項の保安教育の具体的な内容の見直し頻度を定め、これにもとづき、各課長は、第3項の保安教育の具体的な内容を見直しする。

設置許可添付書類五、添付書類八(11.9 保安教育)

【添付書類五】
 5. 教育・訓練
 原子力部門の技術者は、原則として入社後一定期間、伊方発電所において、原子力発電所の仕組み、放射線管理等の基礎教育・訓練、機器配置及びプラントシステム等の現場教育・訓練を受け、原子力発電に関する基礎知識を習得する。
 伊方発電所の技術者の教育・訓練は、当社原子力保安研修所のほか、国内の原子力関係機関(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、株式会社原子力発電訓練センター等)において、各職能、目的に応じた実技訓練や机上教育を計画的に実施し、一般及び専門知識・技能の習得及び習熟に努めている。
 また、伊方発電所においては、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持・向上させるため、保安規定に基づき対象者、教育内容及び教育時間等について教育の実施計画を立て教育を実施する。
 本変更に係る業務に従事する技術者、事務系社員及び協力会社社員に対しては、各役割に応じた自然災害等発生時、重大事故等発生時、原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等発生時の対応に必要なとなる技能の維持と知識の向上を図るため、計画的かつ継続的に教育訓練を実施する。

・添付書類五において、保安に関する教育の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。

表130-1 保安教育実施方針(総括表)

大分類	中分類 (実用規程第2条の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	対象者と教育時間 ※2										
					運転員(1号炉、2号炉および3号炉)					左記以外の技術系所員					
入所時に実施する教育 ※1	関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要、ならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること	入所時(原子力発電所新発配員時)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
	原子炉施設の構造、性能に関すること	設備概要、作業系統の機能	原子炉のしくみ、原子炉容器等主要機器の構造に関すること、原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	非常の場合に備ずべき処置に関すること		非常の場合に備ずべき処置に関すること		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
放射線業務従事者教育 ※1	関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉施設の構造、性能に関すること	法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係事項、原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱いの方法	管理区域内において核燃料物質、使用済核燃料またはこれらによって汚染された物を取扱う業務に就かせる時	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	放射線管理に関すること		管理区域への立ち入りおよび退去の手順、外部放射線による曝露当量率および空間中の放射線物質の濃度の監視の方法、電離放射線が生体の細胞、組織、器官および全身に与える影響	対象者と教育時間は、表130-2参照	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること		核燃料物質または使用済核燃料またはこれらによって汚染された物の取扱いに関すること、核燃料物質の取扱いに関する方法・標準		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
その他 反復教育	関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定	総則、高圧マシントラップシステム、保安管理体制、保安教育、訓練および取扱いに関すること、ならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること		◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
	原子炉施設の運転に関すること	運転管理	運転管理に関する事項、運転上の留意事項に関する事項、運転上の制限に関する事項、異常時の措置に関する事項、原子炉物理・理論に関する事項	1回/10年毎以上	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
	放射線管理に関すること	放射線管理	放射線管理に関する事項、管理区域への出入り管理等、区域管理に関する事項、曝露限度等、並びに管理に関する事項、外部放射線に係る曝露当量率等の測定に関する事項、管理区域外への移動等物品移動の管理に関する事項		◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
非常の場合に備ずべき処置に関すること	関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉施設の構造、性能に関すること	緊急事態発生時の対応、緊急事態発生時の対応、緊急事態発生時の対応	1回/年以上	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	放射線管理に関すること	放射線管理	緊急事態発生時の対応、緊急事態発生時の対応、緊急事態発生時の対応		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	核燃料管理	核燃料管理に関する事項、核燃料管理に関する事項、核燃料管理に関する事項		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)

※1:各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。
 ※2:各対象者に要求される教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※3:重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設稼働後のための活動に関する事項、火災・内部漏れ水および火山影響等発生時、その他自然災害(地震、津波および竜巻等)発生時ならびに有毒ガス発生時の措置に関する事項。
 ※4:アシデントマネジメント対応については、支援組織要員を対象とする。

【添付書類八】(11.9 保安教育)
11.9 保安教育
 所員に対して、発電用原子炉施設の保安に関する教育を定期的及び必要に応じ計画し実施する。

・添付書類八(11.9 保安教育)において、保安に関する教育の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。

表130-2 および表130-3の変更については、同様の変更となることから、本資料は省略する。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第2編廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉および2号炉）

設置許可記載有無/保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉および2号炉に係る保安措置）			—	
第1章 総 則				
第201条	目 的	—	—	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第202条	基本方針	○ (本文十一号)	—	保安規定に係る基本方針であり、基本方針の内容である「保安活動は、…適切な品質保証活動に基づき実施する。」は、設置許可本文十一号に記載されるため、保安規定記載は整合している。
第202条の2	関係法令および保安規定の遵守	○ (本文十一号)	—	社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて、設置許可本文十一号（5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ）に規定しており、保安規定記載は、これに整合している。
第2章 品質保証				
第203条	品質マネジメントシステム計画	○ (本文十一号)	—	設置許可本文十一号との比較により、保安規定記載の設置許可との整合性を整理している。
第3章 保安管理体制				
第1節 組織および職務				
第204条	保安に関する組織	○ (本文十一号) (添付書類五, 八)	—	設置許可添付書類五, 添付書類八（16.2 保安管理体制）に記載があるが、保安規定記載は現組織に合わせて変更している。 また、本文十一号（5.5 責任, 権限及びコミュニケーション）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第205条	保安に関する職務	○ (本文十一号) (添付書類五, 八)	—	設置許可添付書類五, 添付書類八（16.2 保安管理体制）に記載があるが、保安規定記載は現組織に合わせて変更している。 また、本文十一号（5.5 責任, 権限及びコミュニケーション, 8.2.4 機器等の検査等）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第2節 原子力発電安全委員会および伊方発電所安全運営委員会				
第206条	原子力発電安全委員会	○ (添付書類五, 八)	—	設置許可添付書類五, 添付書類八（16.2 保安管理体制）に原子力発電安全委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第207条	伊方発電所安全運営委員会	○ (添付書類五, 八)	—	設置許可添付書類五, 添付書類八（16.2 保安管理体制）に伊方発電所安全運営委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第3節 廃止措置主任者				
第208条	廃止措置主任者の選任	—	—	設置許可に記載はなく、保安規定記載に齟齬はない。
第209条	廃止措置主任者の職務等	—	—	設置許可に記載はなく、保安規定記載に齟齬はない。
第4章 廃止措置管理				
第1節 通 則				
第211条	構成および定義	—	—	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第212条	運転員の確保	○ (添付書類八)	—	設置許可添付書類八（16.2 保安管理体制）他に発電所の体制に関する記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第212条の2	運転管理業務	○ (添付書類八)	—	設置許可添付書類八（16.3 運転管理）に運転管理業務について記載されている。保安規定の遵守及び運転手順書の整備等記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。
第213条	巡視	○ (添付書類八)	—	設置許可添付書類八（16.3 運転管理）に機器の状態把握を行う旨記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第214条	廃止措置管理に関する内規の作成	○ (添付書類八)	—	設置許可添付書類八（16.3 運転管理）に機器の状態把握を行う旨記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第2編廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉および2号炉）
設置許可記載有無/保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第215条	引 継	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第216条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第217条	火災発生時の体制の整備	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八（16.8 非常時の措置）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第217条の2	地震・火災等発生時の措置	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八（16.8 非常時の措置）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第217条の3	内部溢水発生時等の体制の整備	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八（16.8 非常時の措置）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第2節 廃止措置管理				
第218条	安全貯蔵措置	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第218条の2	工事の計画および実施	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第218条の3	工事完了の報告	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
(第219条～第282条 条文なし)				
第3節 施設運用上の基準				
第283条	使用済燃料ピットの水温	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八（16.8 非常時の措置）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
(第284条～第285条 条文なし)				
第286条	施設運用上の基準の確認	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第287条	施設運用上の基準を満足しない場合	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
(第288条 条文なし)				
第289条	施設運用上の基準に関する記録	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
(第290条～第292条 条文なし)				
第5章 燃料管理				
第293条	新燃料の運搬	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文九号, 添付書類八（4.燃料取扱及び貯蔵設備, 16.4 燃料管理）, 添付書類九（2.2 管理区域内の管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第294条	新燃料の貯蔵	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八（4.燃料取扱及び貯蔵設備, 16.4 燃料管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
(第295条～第296条 条文なし)				
第297条	使用済燃料の貯蔵	○ (本文五号) (添付書類八)	○	設置許可本文五号, 添付書類八（4.燃料取扱及び貯蔵設備, 16.4 燃料管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第298条	使用済燃料の運搬	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文五号, 九号, 添付書類八（4.燃料取扱及び貯蔵設備, 16.4 燃料管理）, 添付書類九（2.2 管理区域内の管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第6章 放射性廃棄物管理				
第298条の2	放射性廃棄物管理に係る基本方針	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文五号, 九号, 添付書類八（16.5 放射性廃棄物管理）, 添付書類九（1.放射線防護に関する基本方針）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第2編廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉および2号炉）
設置許可記載有無/保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第299条	放射性固体廃棄物の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	○	設置許可本文五号, 九号, 添付書類八(16.5放射性廃棄物管理), 添付書類九(4.4固体廃棄物処理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第299条の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第299条の3	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第299条の4	輸入廃棄物の確認	○ (本文八号)	-	設置許可本文八号に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第300条	放射性液体廃棄物の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	○	設置許可本文五号, 九号, 添付書類八(10.3液体廃棄物処理設備, 16.5放射性廃棄物管理), 添付書類九(4.3液体廃棄物処理)に基本的な方針の記載があり, 放射性液体廃棄物の管理に係る基本方針等について, 保安規定記載はこれらに整合している。
第301条	放射性気体廃棄物の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文五号, 九号, 添付書類八(10.3気体廃棄物処理設備), 添付書類九(10.2気体廃棄物処理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第302条	放出管理用計測器の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	○	設置許可本文五号, 九号, 添付書類八(16.5放射性廃棄物管理), 添付書類九(2.7.2放射性廃棄物)に基本的な方針の記載があり, 放出管理用計測器の管理に係る基本方針等について, 保安規定記載はこれらに整合している。
第303条	頻度の定義	-	-	
第10章 放射線管理				
第303条の2	放射線管理に係る基本方針	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文九号, 添付書類八(16.6放射線管理), 添付書類九(1.放射線防護に関する基本方針)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 (保安規定では, 第2条(基本方針)でALARAを記載しているが, 第10章においても追記)
第1節 区域管理				
第304条	管理区域の設定・解除	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文九号, 添付書類八(16.6放射線管理), 添付書類九(2.2管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第305条	管理区域内における区域区分	○ (本文九号) (添付書類九)	-	設置許可本文九号, 添付書類九(2.3.3管理区域内の区分)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第306条	管理区域内における特別措置	○ (本文九号) (添付書類九)	-	設置許可本文九号, 添付書類九(2.3.3管理区域内の区分)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第307条	管理区域への出入管理	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文九号, 添付書類八(16.6放射線管理), 添付書類九(2.3.1人の出入管理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第308条	管理区域出入者の遵守事項	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文九号, 添付書類八(16.6放射線管理), 添付書類九(2.3.1人の出入管理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第309条	保全区域	○ (添付書類八, 九)	-	設置許可添付書類八(16.6放射線管理), 添付書類九(2.5保全区域内の管理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第310条	周辺監視区域	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文九号, 添付書類八(16.6放射線管理), 添付書類九(2.6周辺監視区域内の管理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第2節 被ばく管理				

伊方発電所原子炉施設保安規定 第2編廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉および2号炉）
設置許可記載有無/保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第311条	放射線業務従事者の線量管理等	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文九号, 添付書類八(16.6放射線管理), 添付書類九(1.放射線防護に関する基本方針)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第312条	床・壁等の除染	○ (本文九号) (添付書類九)	-	設置許可本文九号, 添付書類九(2.3.4作業管理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定				
第313条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文九号, 添付書類八(16.6放射線管理), 添付書類九(2.2管理区域内の管理, 3.1空間放射線量等の監視, 3.2環境試料の放射能監視)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第313条の2	平常時の環境放射線モニタリング	○ (本文九号) (添付書類九)	-	設置許可本文九号, 添付書類九(3.1空間放射線量等の監視, 3.2環境試料の放射能監視)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第314条	放射線計測器類の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文五号, 九号, 添付書類八(16.1放射線管理施設), 添付書類九(2.2管理区域内の管理, 2.4個人管理, 3.1空間放射線量等の監視)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第4節 物品移動の管理				
第315条	管理区域外等への搬出および運搬	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文九号, 添付書類八(16.6放射線管理), 添付書類九(2.2管理区域内の管理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第316条	発電所外への運搬	-	-	設置許可に記載はないが, 保安規定記載においては, 発電所外への運搬時の行為についての保安規定審査基準改正を反映している。
第5節 協力会社の放射線防護				
第317条	協力会社の放射線防護	○ (添付書類九)	-	設置許可添付書類九(1.放射線防護に関する基本方針)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第6節 その他				
第318条	頻度の定義	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第8章 保守管理				
第319条	施設管理計画	○ (本文十一号) (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(16.運転保守)に, 保守管理について記載されており, 保安規定記載はこれらに整合している。 設置許可本文十一号にQMSに係る記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第319条の2	使用前事業者検査の実施	○ (本文十一号)	-	設置許可本文十一号にQMSに係る記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第319条の3	定期事業者検査の実施	○ (本文十一号)	-	設置許可本文十一号にQMSに係る記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第9章 非常時の措置				
第320条	原子力防災組織	○ (添付書類八)	○	設置許可添付書類八(16.8非常時の措置)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第321条	原子力防災要員	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(16.8非常時の措置)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第321条の2	緊急作業従事者の選定	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(16.8非常時の措置)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第322条	原子力防災資機材等の整備	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(16.8非常時の措置)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第2編廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉および2号炉）
設置許可記載有無/保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第323条	通報経路	○ (添付書類八)	—	設置許可添付書類八(16.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第324条	原子力防災訓練	○ (添付書類八)	—	設置許可添付書類八(16.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第325条	通 報	○ (添付書類八)	—	設置許可添付書類八(16.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第326条	非常体制の発令	○ (添付書類八)	—	設置許可添付書類八(16.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第327条	応急措置	○ (添付書類八)	—	設置許可添付書類八(16.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第328条	緊急時における活動	○ (添付書類八)	—	設置許可添付書類八(16.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第328条の2	緊急作業従事者の線量管理等	○ (添付書類八)	—	設置許可添付書類八(16.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第329条	非常体制の解除	○ (添付書類八)	—	設置許可添付書類八(16.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第10章 保安教育				
第330条	所員への保安教育	○ (添付書類五, 八)	○	設置許可添付書類五, 添付書類八(16.9 保安教育)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第331条	協力会社従業員への保安教育	○ (添付書類五)	—	設置許可添付書類五に保安教育に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第16章 記録および報告				
第332条	記 録	○ (添付書類八)	—	設置許可添付書類八(16.10 記録及び報告)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第333条	報 告	○ (添付書類八)	—	設置許可添付書類八(16.10 記録及び報告)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
添付7	管理区域図	○ (本文九号) (添付書類九)	—	設置許可本文九号, 添付書類九(2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
添付8	保全区域図	○ (添付書類九)	—	設置許可添付書類九(2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

令和4年6月9日付け原子力発第22095号 保安規定変更認可申請書(変更後)	平成28年11月2日付け原規規発第16110238号 設置変更許可(1号炉)	備考						
<p>(使用済燃料の貯蔵) 第297条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料を表297に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること (2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること (3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること (4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること (5) 使用済燃料ピット内において燃料配置変更を行う場合は、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認した燃料配置の範囲内に限定すること</p> <p>表297</p> <table border="1" data-bbox="195 640 1391 831"> <thead> <tr> <th>1号炉および2号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>3号炉^{※1}</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉, 3号炉^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉使用済燃料ピットでの貯蔵については、第1編第97条にて実施する。</p>	1号炉および2号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	3号炉 ^{※1}	2号炉	2号炉, 3号炉 ^{※1}	<p>[本文五号] (ロ)核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力</p> <p>(1)新燃料貯蔵設備</p> <p>a. 構造 新燃料貯蔵設備は、新燃料を新燃料ラックに挿入して貯蔵するものであり、原子炉補助建家内に設置する。 新燃料貯蔵設備は、想定されるいかなる状態においても燃料が臨界に達することのない設計とする。</p> <p>b. 貯蔵能力 全炉心燃料の約100%相当分</p> <p>(2)使用済燃料貯蔵設備</p> <p>a. 構造 使用済燃料貯蔵設備(一部1号、2号及び3号炉共用)は、使用済燃料をほう酸水中の使用済燃料ラックに挿入して貯蔵する鉄筋コンクリート造、ステンレス鋼内張りの水槽(使用済燃料ピット)であり、原子炉補助建家内又は3号炉燃料取扱棟内(1号、2号及び3号炉共用の使用済燃料貯蔵設備)に設ける。 使用済燃料ピットは、使用済燃料ピットの上部に十分な水深を確保する設計とするとともに、使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備を設け、さらに万一漏えいを生じた場合にはほう酸水を補給できる設計とする。 使用済燃料貯蔵設備は、想定されるいかなる状態においても燃料が臨界に達することのない設計とする。 また、使用済燃料ピットには、使用済燃料からの崩壊熱の除去及び使用済燃料ピット水の浄化を行うため、使用済燃料ピット水浄化冷却設備を設け、使用済燃料から発生する崩壊熱の除去を行うのに十分な冷却能力を有する設計とする。</p> <p>b. 貯蔵能力 全炉心燃料の約300%相当分並びに全炉心燃料の約1,490%相当分(1号、2号及び3号炉共用)とする。</p> <p>[添付書類八(4.燃料取扱及び貯蔵設備)] 燃料取扱及び貯蔵設備</p> <p>4.1 概要 燃料取扱及び貯蔵設備は、新燃料を発電所内に搬入してから使用済燃料を発電所外に搬出するまでの燃料の取扱い及び貯蔵を安全かつ確実に行うものである。 (略)</p> <p>使用済燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵するが、必要があれば使用済燃料ピット内で別に用意した容器に入れて貯蔵する。 また、使用済燃料は、必要に応じて、使用済燃料ピットで2年以上冷却し、使用済燃料の再処理工場への輸送に使用する使用済燃料輸送容器に入れて3号炉燃料取扱棟内で運搬し、同棟内の使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>[添付書類八(16.4燃料管理)] 16. 運転保守 16.4 燃料管理 燃料の運搬、貯蔵、検査、取替え等は、保安規定に基づき適切に管理し、あらかじめ定める燃料取替計画等に従い、所定の容器及び燃料取扱設備を使用し、燃料が臨界に達するおそれがないように必要な措置をとりながら行う。</p>	<p>・本文五号(ロ)(核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力)において、使用済燃料の貯蔵について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類八(4.燃料取扱及び貯蔵設備、16.4燃料管理)において、使用済燃料の貯蔵について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>
1号炉および2号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット							
1号炉	3号炉 ^{※1}							
2号炉	2号炉, 3号炉 ^{※1}							

令和4年6月9日付け原子力発第22095号 保安規定変更認可申請書(変更後)	平成28年11月2日付け原規規発第16110238号 設置変更許可(1号炉)	備考
<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第299条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施したうえで、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下「廃棄物庫」という。)に保管する。</p> <p>(2) 強酸ドレン等は、放射線・化学管理課長が人力にてドラム缶に固型化し、廃棄物庫に保管する。</p> <p>(3) 脱塩塔使用済樹脂は、発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置(1号および2号炉共用)またはセメント固化装置(1号炉、2号炉および3号炉共用)で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>(4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、機械計画第一課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。 また、炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、設備改良工事課長が遮へい機能を有した鋼製の保管容器に収納したうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(6) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで、廃棄物庫に保管する。 なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。 イ 焼却する場合は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。 ロ 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>2 放射線・化学管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表332-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>3 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた等および炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。 また、放射線・化学管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(3) 原子燃料課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>4 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p> <p>(6) 車両を徐行させること</p>	<p>【本文五号】 ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 放射性廃棄物は気体、液体および固体に分けて処理する。廃棄施設は放射性廃棄物を十分に処理および貯蔵する能力のあるものとする。</p> <p>(ハ) 固体廃棄物の廃棄設備 (1) 構造 固体廃棄物の廃棄設備(固体廃棄物処理設備)は、廃棄物の種類に応じて処理するため、濃縮廃液等のドラム詰装置(1号、2号及び3号炉共用)、圧縮可能な雑固体廃棄物を圧縮するためのペイラ(1号、2号及び3号炉共用)、焼却可能な雑固体廃棄物を焼却するための雑固体焼却設備(1号、2号及び3号炉共用)、使用済樹脂貯蔵タンク(1号及び2号炉共用、並びに3号炉原子炉補助建屋内1号、2号及び3号炉共用)、固体廃棄物貯蔵庫(1号、2号及び3号炉共用)、蒸気発生器保管庫(1号、2号及び3号炉共用)等で構成する。 濃縮廃液等は固化材(アスファルト又はセメント)とともにドラム詰めを行い貯蔵保管する。 雑固体廃棄物のうち、可燃物は必要に応じて圧縮減容後ドラム詰め等を行うか、焼却処理後ドラム詰めを行うか、又は焼却処理後固化材(セメント)とともにドラム詰めを行い貯蔵保管する。 また、不燃物は必要に応じて圧縮減容後ドラム詰め等を行うか、又は必要に応じて圧縮減容後固型化材(モルタル)を充てんしてドラム詰めを行い貯蔵保管する。 脱塩塔使用済樹脂は、使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵するものとするが、放射能を減衰させた後、固化材(セメント)とともにドラム詰めも可能なようにする。 また、使用済制御棒等の放射化された機器は使用済燃料ピットに貯蔵する。 固体廃棄物処理設備は、圧縮、焼却、固化等の処理過程における、放射性物質の散逸等を防止する設計とする。 発生したドラム詰め等固体廃棄物は、所要の遮へい設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。 また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等及び炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、所要の遮へい設計を行った発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。 なお、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。</p> <p>【本文九号】(平成26年4月30日付け原子力発第14035号原子力規制委員会設置法附則第23条第1項に基づく届出より) ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項 (4) 固体廃棄物の保管管理 固体廃棄物の主なものは、廃液蒸発装置及び洗浄排水処理装置の濃縮廃液、強酸ドレン、雑固体廃棄物(使用済フィルタ、布、紙、小器等)、脱塩塔使用済樹脂等である。 上記のほか、使用済制御棒等の放射化された機器が発生することがある。これらは、使用済燃料ピットに貯蔵し、放射能の減衰を図ることとする。 ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。 また、1号炉及び2号炉の取り外した蒸気発生器4基等、1号炉、2号炉及び3号炉の取り外した原子炉容器上部ふた3基等並びに1号炉及び2号炉の取り外した炉内構造物2基等は、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。 脱塩塔使用済樹脂は、使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵して放射能の減衰を図るが、ドラム缶等に封入した場合は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。 固体廃棄物貯蔵庫及び蒸気発生器保管庫は管理区域とし、定期的に周辺の放射線サーベイ等を行い厳重に管理する。</p>	<p>・本文五号(ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備)に、放射性廃棄物の管理に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・本文九号(ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項)に、固体廃棄物の保管管理に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

令和4年6月9日付け原子力発第22095号 保安規定変更認可申請書(変更後)	平成28年11月2日付け原規規発第16110238号 設置変更許可(1号炉)	備考
<p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>6 放射線・化学管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8 放射線・化学管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9 放射線・化学管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10 放射線・化学管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと</p> <p>11 放射線・化学管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。(以下、本条において同じ。)</p>	<p>【添付書類八(16.5放射性廃棄物管理)】</p> <p>16.5 放射性廃棄物管理</p> <p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を発電所外に放出する場合は、法令に定められた濃度限度等の制限値を遵守することはもちろん、発電所周辺の公衆の線量を合理的に達成できる限り低減するよう適切な放出管理を行う。</p> <p>放射性固体廃棄物を発電所内に貯蔵又は貯蔵保管する場合は、所定の貯蔵設備において適切に管理する。</p> <p>【添付書類九(4.4固体廃棄物処理)】</p> <p>4.4 固体廃棄物処理</p> <p>4.4.2 保管管理</p> <p>ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、1号炉及び2号炉の取り外した蒸気発生器4基等、1号炉、2号炉及び3号炉の取り外した原子炉容器上部ふた3基等並びに1号炉及び2号炉の取り外した炉内構造物2基等は、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>脱塩塔使用済樹脂は、使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵して放射能の減衰を図る。</p> <p>なお、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫及び蒸気発生器保管庫は管理区域とし、定期的に周辺の放射線サーベイ等を行い厳重に管理する。</p>	<p>・添付書類八(16.5放射性廃棄物)に、放射性廃棄物管理が記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九(4.4固体廃棄物処理)に、固体廃棄物の保管管理に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

令和4年6月9日付け原子力発第22095号 保安規定変更認可申請書(変更後)	平成28年11月2日付け原規規発第16110238号 設置変更許可(1号炉)	備考																					
<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第300条 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと</p> <p>(2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が、表300-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること</p> <p>2 当直長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表300-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、表300-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>表300-1</p> <table border="1" data-bbox="195 688 1386 806"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>3.7×10^{10} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表300-2</p> <table border="1" data-bbox="195 877 1386 957"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>5.6×10^{13} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表300-3</p> <table border="1" data-bbox="195 1066 1386 1318"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・廃液蒸留水タンク ・洗浄排水蒸留水タンク ・洗浄排水モニタタンク </td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	3.7×10^{10} Bq/年	項目	放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)	トリチウム	5.6×10^{13} Bq/年	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> ・廃液蒸留水タンク ・洗浄排水蒸留水タンク ・洗浄排水モニタタンク 	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	<p>【本文五号】</p> <p>ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>放射性廃棄物は気体、液体および固体に分けて処理する。廃棄施設は放射性廃棄物を十分に処理および貯蔵する能力のあるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備(液体廃棄物処理設備)は、廃棄物の性状に応じて処理するため、主要なものとしてほう酸回収系(一部1号及び2号炉共用)、廃液処理系(一部1号及び2号炉共用)及び洗浄排水処理系(1号, 2号及び3号炉共用)で構成する。</p> <p>a. ほう酸回収系は、冷却材貯蔵タンク, ほう酸回収装置(1号及び2号炉共用), 脱塩塔(1号及び2号炉共用), モニタタンク(1号及び2号炉共用)等で構成する。</p> <p>本系統で処理後、回収したほう酸は原則として再使用する。</p> <p>処理後の蒸留水は、放射性物質濃度が低いことを確認して、復水器冷却水の放水口から放出するか、又は再使用する。</p> <p>b. 廃液処理系は、廃液貯蔵タンク(一部1号及び2号炉共用), 廃液蒸発装設(1号及び2号炉共用), 脱塩塔(1号及び2号炉共用), 廃液蒸留水タンク(1号及び2号炉共用)等で構成する。</p> <p>本系統で処理後の蒸留水は、放射性物質濃度が低いことを確認して、復水器冷却水の放水口から放出する。</p> <p>c. 洗浄排水処理系は、洗浄排水タンク(1号, 2号及び3号炉共用), 洗浄排水蒸発装置(1号, 2号及び3号炉共用), 洗浄排水処理装置(1号, 2号及び3号炉共用), 洗浄排水蒸留水タンク(1号, 2号及び3号炉共用), 洗浄排水モニタタンク(1号, 2号及び3号炉共用)等で構成する。</p> <p>本系統で処理後の蒸留水等は、放射性物質濃度が低いことを確認して、復水器冷却水の放水口から放出する。</p> <p>これらの液体廃棄物処理設備の主要機器は独立した区域に設けるか、せきを設置する等、放射性物質の漏えいを防止する設計とする。</p>	<p>・本文五号(ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備)において、液体廃棄物の管理の記載があり、保安規定記載は整合している。</p>
項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)																						
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	3.7×10^{10} Bq/年																						
項目	放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)																						
トリチウム	5.6×10^{13} Bq/年																						
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																			
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> ・廃液蒸留水タンク ・洗浄排水蒸留水タンク ・洗浄排水モニタタンク 																			
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																				

令和4年6月9日付け原子力発第22095号 保安規定変更認可申請書(変更後)	平成28年11月2日付け原規規発第16110238号 設置変更許可(1号炉)	備考																					
<p>＜再掲＞ (放射性液体廃棄物の管理) 第300条 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと</p> <p>(2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が、表300-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること</p> <p>2 当直長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表300-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、表300-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>表300-1</p> <table border="1" data-bbox="195 726 1386 842"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>3.7×10^{10} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表300-2</p> <table border="1" data-bbox="195 915 1386 993"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>5.6×10^{13} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表300-3</p> <table border="1" data-bbox="195 1100 1386 1356"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・廃液蒸留水タンク ・洗浄排水蒸留水タンク ・洗浄排水モニタタンク </td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	3.7×10^{10} Bq/年	項目	放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)	トリチウム	5.6×10^{13} Bq/年	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> ・廃液蒸留水タンク ・洗浄排水蒸留水タンク ・洗浄排水モニタタンク 	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	<p>【本文九号】(平成26年4月30日付け原子力発第14035号原子力規制委員会設置法附則第23条第1項に基づく届出より)</p> <p>ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項</p> <p>(3)液体廃棄物の発生源及び放出管理目標値</p> <p>液体廃棄物の主なものは、1次冷却材抽出水、格納容器冷却材ドレン、補助建家冷却材ドレン、補助建家機器ドレン、各建家床ドレン、脱塩塔再生廃液、薬品ドレン、洗浄排水等である。</p> <p>1次冷却材抽出水、格納容器冷却材ドレン及び補助建家冷却材ドレンの廃液については、ほう酸回収系で処理し、処理後の蒸留水は、放射性物質の濃度が十分低いことを確認した後、復水器冷却水等と混合希釈して放出するか、又は再使用する。</p> <p>その他の補助建家機器ドレン等の廃液については、廃液処理系等で処理し、処理後の蒸留水等は、放射性物質の濃度が十分低いことを確認した後、復水器冷却水等と混合希釈して放出する。液体廃棄物の放出管理目標値を「線量目標値に関する指針」に基づき、以下のよう設定する。平常運転時に発生する液体廃棄物中の放射性物質量は、先行炉の運転実績等を踏まえた発生廃液量及び放射性物質濃度から求める。年間放出量については、上記の値を基礎に、液体廃棄物処理系の性能(処理容量、除染係数等)、処理水の運用方法等を考慮して計算する。</p> <p>液体廃棄物による実効線量評価を行う際には、液体廃棄物処理設備運用の変動を考慮して設定した年間放出量に基づき実効線量の計算を行う。これらの結果から、液体廃棄物の放出管理目標値(1, 2, 3号炉合算)を次のように設定し、これを超えないように努める。放出管理目標値(1, 2, 3号炉合算) 1.1×10^{11} Bq/y (トリチウムを除く)</p> <p>(以下、略)</p>	<p>・本文九号(ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項)において、放出管理目標値の記載は、添付書類九に示す平常運転時における年間放出量として1号炉, 2号炉及び3号炉それぞれ 3.7×10^{10} Bq/y を合算し、放出管理目標値を 1.1×10^{11} Bq/y と設定している。</p> <p>保安規定の放出管理目標値は、設置変更許可(3号炉)に記載された上記3号炉の年間放出量 3.7×10^{10} Bq/y と廃止措置計画に記載された解体工事準備期間における放射性液体廃棄物の年間放出量(1号炉: 0 Bq/y、2号炉: 8.5×10^8 Bq/y)の合算値として 3.7×10^{10} Bq/年を記載し、反映している。</p>
項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)																						
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	3.7×10^{10} Bq/年																						
項目	放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)																						
トリチウム	5.6×10^{13} Bq/年																						
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																			
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> ・廃液蒸留水タンク ・洗浄排水蒸留水タンク ・洗浄排水モニタタンク 																			
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																				

令和4年6月9日付け原子力発第22095号 保安規定変更認可申請書(変更後)	平成28年11月2日付け原規規発第16110238号 設置変更許可(1号炉)	備考																					
<p>〈再掲〉 (放射性液体廃棄物の管理) 第300条 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと</p> <p>(2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が、表300-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること</p> <p>2 当直長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表300-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、表300-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>表300-1</p> <table border="1" data-bbox="195 726 1386 842"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>3.7×10^{10} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表300-2</p> <table border="1" data-bbox="195 915 1386 993"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>5.6×10^{13} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表300-3</p> <table border="1" data-bbox="195 1100 1386 1356"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃液蒸留水タンク ・ 洗浄排水蒸留水タンク ・ 洗浄排水モニタタンク </td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	3.7×10^{10} Bq/年	項目	放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)	トリチウム	5.6×10^{13} Bq/年	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃液蒸留水タンク ・ 洗浄排水蒸留水タンク ・ 洗浄排水モニタタンク 	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	<p>【添付書類八(10.3液体廃棄物処理設備)】</p> <p>10.3 液体廃棄物処理設備</p> <p>10.3.2 設計方針</p> <p>液体廃棄物処理設備の設計に際しては、原子力発電所の運転に伴い周辺環境に放出する液体廃棄物による発電所周辺の一般公衆の受ける線量が、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を満足するように、次のような貯留、処理、再使用、減衰、放出管理等を行い、放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り低減できる設計とする。</p> <p>なお、本設備のうち、ほう酸回収系のほう酸回収装置、ほう酸蒸留水脱塩塔、モニタタンク及びほう酸濃縮液タンク、廃液処理系の廃液貯蔵タンク、廃液蒸発装置、廃液蒸留水脱塩塔及び廃液蒸留水タンクは、1号炉及び2号炉共用として設計する。</p> <p>また、洗浄排水処理系は、洗たく作業の相互運用を考慮して、1号炉、2号炉及び3号炉共用として設計する。</p> <p>(1) 液体廃棄物処理設備は、液体廃棄物の性状に応じて、それぞれ専用の処理系で処理できる設計とする。</p> <p>(2) 液体廃棄物は、原則として、フィルタ、蒸発装置、脱塩塔等で処理することにより、合理的に達成できる限り放射性物質の濃度を低減できる設計とする。</p> <p>(3) 液体廃棄物は、処理後、貯留し、再使用又は放出管理を行い、合理的に達成できる限り環境への放射性物質の放出量を低減できる設計とする。また、放出する場合は試料採取分析を行い放射性物質の濃度が十分低いことを確認した後、その濃度を監視しながら放出する設計とする。</p> <p>(4) 液体廃棄物処理設備及びこれに関連する施設(「10.4 固体廃棄物処理設備」に記載したもののうち液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備を含む)は、これらの施設から液体状の放射性物質の漏えいの防止及び敷地外への管理されない放出を防止するため、次の各項を考慮した設計とする。</p> <p>a. 液体廃棄物処理設備及びこれに関連する施設には適切な材料を使用するとともに、タンク水位の検出器、インターロック等の適切な計測制御設備を設けることにより、漏えいの発生を防止できる設計とする。</p> <p>b. タンクの水位、漏えい検知等の警報を設け、タンク等からの漏えいが生じた場合、漏えいを早期に検出し、中央制御室等に警報を発することができる設計とする。</p> <p>また、液体廃棄物処理設備及びこれに関連する施設を設ける建屋の床及び壁面は漏えいし難い構造とするとともに、液体廃棄物処理設備及びこれに関連する施設は独立した区画内に設けるか周辺にせき等を設け、漏えいの拡大防止対策を講じることにより、放射性液体廃棄物が万一漏えいした場合に、適切に措置できる設計とする。</p> <p>c. 建屋外に通じる出入口等にはせき等を設け、建屋外への漏えいを防止するとともに、床及び壁面は建屋外へ漏えいし難い構造とする。</p> <p>d. 液体廃棄物処理設備及びこれに関連する施設を設ける建屋内部には敷地外に管理されずに排出される排水が流れる排水路に通じる開口部を設けない設計とする。また、液体廃棄物処理設備及びこれに関連する施設を設ける建屋の床面下には、敷地外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を施設しない設計とする。</p> <p>【添付書類八(16.5放射性廃棄物管理)】</p> <p>16. 運転保守</p> <p>16.5 放射性廃棄物管理</p> <p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を発電所外に放出する場合は、法令に定められた濃度限度等の制限値を遵守することはもちろん、発電所周辺の公衆の線量を合理的に達成できる限り低減するよう適切な放出管理を行う。</p> <p>放射性固体廃棄物を発電所内に貯蔵又は貯蔵保管する場合は、所定の貯蔵設備において適切に管理する。</p>	<p>・添付書類八(10.3 液体廃棄物処理設備)において、放射性液体廃棄物の管理について記載がされており、保安規定記載は整合している。</p> <p>・添付書類八(16.5 放射性廃棄物管理)において、管理の記載がされており、保安規定記載は整合している。</p>
項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)																						
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	3.7×10^{10} Bq/年																						
項目	放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)																						
トリチウム	5.6×10^{13} Bq/年																						
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																			
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃液蒸留水タンク ・ 洗浄排水蒸留水タンク ・ 洗浄排水モニタタンク 																			
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																				

令和4年6月9日付け原子力発第22095号 保安規定変更認可申請書(変更後)	平成28年11月2日付け原規規発第16110238号 設置変更許可(1号炉)	備考																																																																
<p><再掲> (放射性液体廃棄物の管理) 第300条 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと</p> <p>(2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が、表300-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること</p> <p>2 当直長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表300-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、表300-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>表300-1</p> <table border="1" data-bbox="195 726 1386 842"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>3.7×10^{10} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表300-2</p> <table border="1" data-bbox="195 915 1386 993"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>5.6×10^{13} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表300-3</p> <table border="1" data-bbox="195 1100 1386 1356"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・廃液蒸留水タンク ・洗浄排水蒸留水タンク ・洗浄排水モニタタンク </td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	3.7×10^{10} Bq/年	項目	放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)	トリチウム	5.6×10^{13} Bq/年	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> ・廃液蒸留水タンク ・洗浄排水蒸留水タンク ・洗浄排水モニタタンク 	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	<p>【添付書類九(4.3液体廃棄物処理)】</p> <p>4.3 液体廃棄物処理</p> <p>4.3.3 液体廃棄物の放出量</p> <p>放射性廃液の発生源のうち、1次冷却材抽出水、格納容器冷却材ドレン及び補助建屋冷却材ドレンの処理後の蒸留水は、評価上100%液体廃棄物として放出するものとする。液体廃棄物の年間推定放出量を第4.3.1表に示す。</p> <p>上記放出量に含まれる放射エネルギー(トリチウムを除く)は、約2.1×10^{10} Bq/y(1, 2号炉合算)となる。</p> <p>放出放射エネルギーの算定に当たっては、燃料被覆管欠陥率を1%と想定し、1次冷却材中の放射性物質の濃度(希ガス及びトリチウムを除く)は、約7.2×10^5 Bq/gとした。</p> <p>発生源別液体廃棄物の年間推定放出量とその放射性物質の濃度の概略を第4.3.1図に示す。液体廃棄物による実効線量評価を行う際には、液体廃棄物処理設備運用の変動を考慮して、液体廃棄物の放出量はトリチウムを除き、1号炉、2号炉及び3号炉それぞれ3.7×10^{10} Bq/y、トリチウムについては、1号炉及び2号炉それぞれ3.7×10^{13} Bq/y、3号炉5.55×10^{13} Bq/yとする。</p> <p>また、トリチウムを除いた液体廃棄物の核種構成を第4.3.2表に示す。</p> <p>これらの希釈水となる復水器冷却水等の量は、1, 2号炉放水口において各炉あたり9.46×10^8 m³/y、3号炉放水口において1.63×10^9 m³/yである。</p> <p>第4.3.1表 放射性廃液の年間推定発生量及び液体廃棄物の年間推定放出量(1, 2号炉合算)</p> <table border="1" data-bbox="1433 940 2531 1507"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>放射性廃液の年間推定発生量(m³)</th> <th>液体廃棄物の年間推定放出量(m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 1次冷却材抽出水</td> <td rowspan="2">約4,200</td> <td rowspan="2">約4,200</td> </tr> <tr> <td>(2) 格納容器冷却材ドレン及び補助建屋冷却材ドレン</td> </tr> <tr> <td>(3) 補助建屋機器ドレン</td> <td rowspan="4">約2,000</td> <td rowspan="4">約2,000</td> </tr> <tr> <td>(4) 床ドレン</td> </tr> <tr> <td>(5) 脱塩塔再生廃液</td> </tr> <tr> <td>(6) 薬品ドレン</td> </tr> <tr> <td>(7) 洗浄排水</td> <td>約5,400</td> <td>約5,400</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約11,600</td> <td>約11,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4.3.2表 液体廃棄物の核種構成</p> <table border="1" data-bbox="1635 1577 2323 1980"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>核種構成(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Cr-51</td><td>2</td></tr> <tr><td>Mn-54</td><td>3</td></tr> <tr><td>Fe-59</td><td>2</td></tr> <tr><td>Co-58</td><td>10</td></tr> <tr><td>Co-60</td><td>15</td></tr> <tr><td>Sr-89</td><td>2</td></tr> <tr><td>Sr-90</td><td>1</td></tr> <tr><td>I-131</td><td>15</td></tr> <tr><td>Cs-134</td><td>20</td></tr> <tr><td>Cs-137</td><td>30</td></tr> <tr><td>計</td><td>100</td></tr> </tbody> </table>	種別	放射性廃液の年間推定発生量(m ³)	液体廃棄物の年間推定放出量(m ³)	(1) 1次冷却材抽出水	約4,200	約4,200	(2) 格納容器冷却材ドレン及び補助建屋冷却材ドレン	(3) 補助建屋機器ドレン	約2,000	約2,000	(4) 床ドレン	(5) 脱塩塔再生廃液	(6) 薬品ドレン	(7) 洗浄排水	約5,400	約5,400	合計	約11,600	約11,600	核種	核種構成(%)	Cr-51	2	Mn-54	3	Fe-59	2	Co-58	10	Co-60	15	Sr-89	2	Sr-90	1	I-131	15	Cs-134	20	Cs-137	30	計	100	<p>・添付書類九(4.3液体廃棄物処理)において、平常運転時における年間放出量は1号炉、2号炉及び3号炉それぞれ3.7×10^{10} Bq/yとしている。</p> <p>保安規定の放出管理目標値は、設置変更許可(3号炉)に記載された上記3号炉の年間放出量3.7×10^{10} Bq/yと廃止措置計画に記載された解体工事準備期間における放射性液体廃棄物の年間放出量(1号炉:0 Bq/y、2号炉:8.5×10^8 Bq/y)の合算値として3.7×10^{10} Bq/年を記載し、反映している。</p> <p>また、トリチウムについても同様に、添付書類九(4.3液体廃棄物処理)の平常時の被ばく評価に用いた年間放出量は、1号炉及び2号炉それぞれ3.7×10^{13} Bq/y、3号炉5.55×10^{13} Bq/yとしている。</p> <p>保安規定の放出管理の基準値は、設置変更許可(3号炉)に記載された上記3号炉の年間放出量5.55×10^{13} Bq/yと廃止措置計画に記載された解体工事準備期間における放射性液体廃棄物の年間放出量(1号炉:0 Bq/y、2号炉:8.5×10^{11} Bq/y)の合算値として5.6×10^{13} Bq/年を記載し、反映している。</p>
項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)																																																																	
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	3.7×10^{10} Bq/年																																																																	
項目	放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)																																																																	
トリチウム	5.6×10^{13} Bq/年																																																																	
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																																														
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> ・廃液蒸留水タンク ・洗浄排水蒸留水タンク ・洗浄排水モニタタンク 																																																														
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																																																															
種別	放射性廃液の年間推定発生量(m ³)	液体廃棄物の年間推定放出量(m ³)																																																																
(1) 1次冷却材抽出水	約4,200	約4,200																																																																
(2) 格納容器冷却材ドレン及び補助建屋冷却材ドレン																																																																		
(3) 補助建屋機器ドレン	約2,000	約2,000																																																																
(4) 床ドレン																																																																		
(5) 脱塩塔再生廃液																																																																		
(6) 薬品ドレン																																																																		
(7) 洗浄排水	約5,400	約5,400																																																																
合計	約11,600	約11,600																																																																
核種	核種構成(%)																																																																	
Cr-51	2																																																																	
Mn-54	3																																																																	
Fe-59	2																																																																	
Co-58	10																																																																	
Co-60	15																																																																	
Sr-89	2																																																																	
Sr-90	1																																																																	
I-131	15																																																																	
Cs-134	20																																																																	
Cs-137	30																																																																	
計	100																																																																	

令和4年6月9日付け原子力発第22095号 保安規定変更認可申請書(変更後)	平成28年11月2日付け原規規発第16110238号 設置変更許可(1号炉)	備考																		
<p>(放出管理用計測器の管理) 第302条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表302に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表302</p> <table border="1" data-bbox="195 443 1374 667"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水モニタ</td> <td>計装計画課長</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理課長</td> <td>2台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>計装計画課長</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理課長</td> <td>1台^{※1} ^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉，2号炉および3号炉共用 ※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用</p>	分類	計測器種類	担当課長	数量	放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	1台	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台 ^{※1}	放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	4台	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台 ^{※1} ^{※2}	<p>【本文五号】 チ 放射線管理施設の構造及び設備 従業員および周辺公衆の安全管理を確実にこなうための放射線管理施設を次のように設ける。 (イ)屋内管理用の主要な設備の種類 (1)放射線監視設備 固定エリアモニタおよびプロセスモニタ 一 式 携帯用および半固定式放射線検出器 一 式 手足モニタおよび個人管理用計測器 一 式 分析用放射線測定装置 一 式 (2)放射線管理設備 従業員および一般人の出入管理、汚染の管理、放射線分析業務などをこなうため、放射線管理室、汚染管理施設、試料分析関係施設などを設ける。 (ロ)屋外管理用の主要な設備の種類 排気モニタ 一 式 排水モニタ 一 式 気象観測設備 一 式 敷地内外の固定モニタ 一 式 放射能観測車 一 式 環境試料の放射線測定装置 一 式 (略)</p> <p>【本文九号】(平成26年4月30日付け原子力発第14035号原子力規制委員会設置法附則第23条第1項に基づく届出より) 九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (6)放射性廃棄物の放出管理 気体及び液体廃棄物の放出に当たっては、周辺監視区域外の空气中及び水中の放射性物質の濃度が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないように厳重な管理を行う。さらに、「線量目標値に関する指針」に基づき、発電所から放出される放射性物質について放出管理の目標値を定め、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」に基づく測定を行い、これを超えないように努める。 (i)気体廃棄物 平常運転時に気体廃棄物を放出する場合は、排気中の放射性物質の濃度を排気筒ガスモニタ等によって常に監視する。 (ii)液体廃棄物 平常運転時に液体廃棄物を放出する場合には、あらかじめタンクにおいてサンプリングし、放射性物質の濃度を測定する。また、液体廃棄物中の放射性物質の濃度は、廃棄物処理設備排水モニタによって常に監視する。</p> <p>【添付書類八(16.5放射性廃棄物管理)】 16. 運転保守 16.5 放射性廃棄物管理 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を発電所外に放出する場合は、法令に定められた濃度限度等の制限値を遵守することはもちろん、発電所周辺の公衆の線量を合理的に達成できる限り低減するよう適切な放出管理を行う。 放射性固体廃棄物を発電所内に貯蔵又は貯蔵保管する場合は、所定の貯蔵設備において適切に管理する。</p>	<p>・本文五号(チ 放射線管理施設の構造及び設備)において、排水モニタの記載がされており、保安規定記載は整合している。</p> <p>・本文九号(ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項)において、排水モニタの記載がされており、保安規定記載は整合している。</p> <p>・添付書類八(16.5放射性廃棄物管理)において、放出管理の記載がされており、保安規定記載は整合している。</p>
分類	計測器種類	担当課長	数量																	
放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	1台																	
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台 ^{※1}																	
放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	4台																	
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台 ^{※1} ^{※2}																	

令和4年6月9日付け原子力発第22095号 保安規定変更認可申請書(変更後)	平成28年11月2日付け原規規発第16110238号 設置変更許可(1号炉)	備考																						
<p>〈再掲〉 (放出管理用計測器の管理) 第302条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表302に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表302</p> <table border="1" data-bbox="195 478 1374 701"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水モニタ</td> <td>計装計画課長</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理課長</td> <td>2台※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>計装計画課長</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理課長</td> <td>1台※1 ※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉，2号炉および3号炉共用 ※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用</p>	分類	計測器種類	担当課長	数量	放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	1台	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台※1	放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	4台	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台※1 ※2	<p>【添付書類九(2.7.2液体廃棄物)】 2.7.2 液体廃棄物 (1) 放出管理 平常運転時の液体廃棄物は、「添付書類八 10. 放射性廃棄物廃棄施設」に示す処理を行った後、復水器冷却水等と混合、希釈して放出する。 これらの液体廃棄物を放出する場合には、あらかじめタンクにおいてサンプリングし、放射性物質の濃度を測定する。 また、液体廃棄物中の放射性物質の濃度は、廃棄物処理設備排水モニタによって常に監視する。この廃棄物処理設備排水モニタの測定結果は、中央制御室に指示、記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定された値以上になると警報を発生し、適切な処置がなされるよう運転員の注意を喚起する。 なお、放水口における海水中の放射性物質の濃度も定期的に測定する。 廃棄物処理設備排水モニタの警報設定点は、平常時の値及び放出管理目標値を基にして定める。</p> <p>(2) 放出管理目標値 発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針に基づき、後述の「4. 放射性廃棄物処理」及び「5. 平常運転時における発電所周辺の一般公衆の受ける線量評価」の結果から、液体廃棄物中の放射性物質(トリチウムを除く)の放出管理目標値(1, 2, 3号炉合算)を第2.7.2表のように設定し、これを超えないように努める。</p> <p>第2.7.2表 液体廃棄物中の放射性物質(トリチウムを除く)の放出管理目標値(1, 2, 3号炉合算)</p> <table border="1" data-bbox="1507 1045 2457 1289"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値(Bq/y)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液体廃棄物中の放射性物質 (トリチウムを除く)</td> <td>1.1×10¹¹</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値(Bq/y)	液体廃棄物中の放射性物質 (トリチウムを除く)	1.1×10 ¹¹	<p>・添付書類九 2.7.2 液体廃棄物)において、放出管理の記載がされており、保安規定記載は整合している。</p>
分類	計測器種類	担当課長	数量																					
放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	1台																					
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台※1																					
放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	4台																					
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台※1 ※2																					
項目	放出管理目標値(Bq/y)																							
液体廃棄物中の放射性物質 (トリチウムを除く)	1.1×10 ¹¹																							

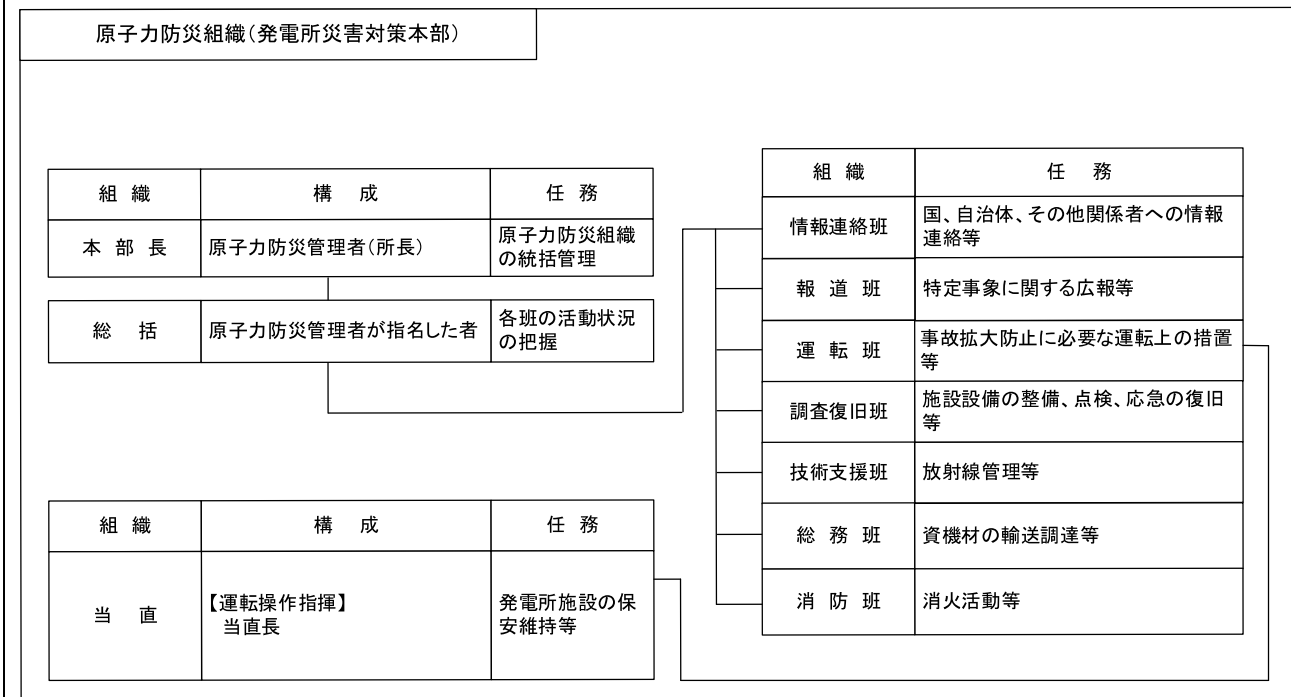
(原子力防災組織)

第320条 安全技術課長は、原子力災害の発生または拡大を防止するため、図320に示す原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。

2 発電所災害対策本部の本部長は、所長とする。ただし、安全技術課長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるにあたり、所長の承認を得る。

3 原子力災害対策特別措置法にもとづく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。(以下、本章において同じ。)

図320



【添付書類八(16.8 非常時の措置)】

16.8 非常時の措置

非常時の措置として、保安規定に定める事前対策、初期活動及び非常時の活動に関する規定を遵守し、事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行う。

また、非常事態に対処するための総合的な訓練を定期的及び必要に応じて計画し実施する。

・添付書類八(16.8 非常時の措置)において、非常時の措置の記載がされており、保安規定記載は整合している。

(所員への保安教育)
 第330条 人材育成課長は、毎年度、原子炉施設の廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を表330-1、表330-2および表330-3の実施方針にもとづいて作成し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。
 2 人材育成課長は、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第207条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。
 3 各課長は、保安教育の具体的な内容を定め、これにもとづき、第1項の保安教育実施計画による保安教育を実施するとともに、年度毎に実施結果を所長に報告する。
 ただし、各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。
 4 人材育成課長は、第3項の保安教育の具体的な内容の見直し頻度を定め、これにもとづき、各課長は、第3項の保安教育の具体的な内容を見直しする。

【添付書類五】

3. 教育・訓練

原子力部、原子燃料部及び伊方発電所の技術者の人数等を第1表に示す。
 技術系社員に対しては、原子力保安研修所における技術研修、原子力関係機関への派遣、保安教育等の中から必要な教育・訓練を計画的に実施するとともに、日常業務を通じた実務研修を継続的に実施している。また、これら教育・訓練を通じて、原子炉の運転に必要な資格者の確保に努めている。

本変更に係る設計管理、現地工事管理等を行う要員は、十分な教育・訓練を受けた者があたる。また、高燃焼度燃料を使用した原子炉の運転に先立ち、運転管理を行う要員等に対して、運転制限値の変更点等の教育を実施する。

【添付書類八】(16.9 保安教育)

16.9 保安教育

所員に対して、原子炉施設の保安に関する教育を定期的及び必要に応じ計画し実施する。

・添付書類五において、保安に関する教育の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。

・添付書類八(16.9 保安教育)において、保安に関する教育の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。

表330-1 保安教育実施方針(総括表)

保安教育の内容				対象者と教育時間 ※2						
大分類	中分類 (実用炉規則第92条の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	運転員(1号炉, 2号炉および3号炉)			燃料取扱の業務 に関わる者	左記以外の 技術系所員	事務系所員
					1, 2号炉の当直長 3号炉の当直長 3号炉の前当直長	1, 2号炉の運転員 3号炉の主任 3号炉の班長 3号炉の運転員	放射性廃棄物処理設 備の業務に関わる者			
入所時に 実施する 教育 ※1	関係法令および保安 規定の遵守に関する事 項	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関する法令の概要、ならびに関係法令 および保安規定の遵守に関する事		◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
	原子炉施設の構造、 性能に関する事	設備概要、 主要系統の機能	原子炉のしくみ 原子炉容器等主要機器の構造に関する事 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関する事	入所時(原子力 発電所新規配 属時)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	原子炉施設の廃止措置 に関する事		原子炉施設の廃止措置の概要		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	非常の場合に講ずべき 処置に関する事		非常の場合に講ずべき処置の概要		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
放射線業務 従事者教育 ※1	関係法令および保安 規定の遵守に関する事 項		法、令、労働安全衛生規則および 重離放射線障害防止規則の関係条項							
	原子炉施設の構造、 性能に関する事		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の構造に関する事	管理区域内に おいて核燃料 物質、使用済燃 料またはこれら によって汚染さ れた物を取扱う 業務に就かせる 時						
	放射線管理に関する事		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の取扱いの方法 管理区域への立ち入りおよび退去の手順 外部放射線による線量当量率および 空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 電離放射線が生体の細胞、組織、器官 および全身に与える影響							
	核燃料物質および核燃料 物質によって汚染された 物の取扱いに関する事		核燃料物質または使用済燃料またはこれらによ って汚染された物の種類および性状ならびに運搬、貯蔵、 廃棄の作業の方法・順序							
非常の場合に講ずべき 処置に関する事		異常な事態が発生した場合における応急措置の 方法								
その他 反復教育	関係法令および保安 規定の遵守に関する事 項	原子炉施設保安規定	総則、品質マネジメントシステム、保安管理体制、保安教 育、記録および報告に関する事、ならびに関係法令および 保安規定の遵守に関する事						◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
	原子炉施設の廃止措 置の運用に関する事	廃止措置管理	施設運用上の基準に関する事、通則に 関する事 巡視に関する事 定期的実施するサーベイランスの操作に関する事 異常時対応(現場機器対応) 異常時対応(中央制御室内対応) 異常時対応(指揮、状況判断)						◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
		施設管理	施設管理計画に関する事	1回/10年毎 以上					◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
	放射線管理に関する 事	放射線管理	放射線測定器の取扱い 管理区域への出入り管理等、区域管理に 関する事 線量限度等、被ばく管理に関する事 外部放射線に係る線量当量率等の測定に 関する事 管理区域外への移動等物品移動の管理に 関する事 協力会社の放射線防護に関する事		◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
	核燃料物質および 核燃料物質によって 汚染された物の取 扱いに関する事	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に 関する事						◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
		燃料管理	燃料管理における臨界管理 燃料の運搬および貯蔵に関する事						◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
非常の場合に講ずべき 処置に関する事		緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関する事 重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設 の保全のための活動に関する事 火災、内部溢水および火山影響等発生時の措置に 関する事	1回/年以上	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	

※1:各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識
および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。
 ※2:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ◎:全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)
 ○:業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡あり)
 ×:教育の対象外
 ():合計の教育時間

表 330-2 および表 330-3 の変更については、同様の変更となることから、本資料は省略する。